

第49回全国手話通訳問題研究集会

～ サマーフォーラムinかながわ ～

つながろう ひろげよう 人と心の和

期 間 2016年8月19日(金)～21日(日)

会 場 19日 神奈川県民ホール<大ホール>

20日～21日 横浜国立大学

今年4月に障害者差別解消法が施行されたことにより、2006年12月の国連総会での障害者権利条約の採択、2009年12月から翌年にかけての障がい者制度改革推進本部及び障がい者制度改革推進会議設置、2011年8月の障害者基本法の改正、2013年4月の障害者総合支援法の施行、2014年1月の障害者権利条約の批准、と一連の我が国の障害者制度改革が行われました。

また、2010年に始まった手話言語法制定運動も、今年3月には全ての自治体で「手話言語法」制定を求める意見書が採択され、手話言語条例を制定する自治体も47箇所(2016年3月30日現在)に達しました。

このように、少しずつですが、差別や障壁のない社会の実現に向かって着実に進んでいるように見えます。しかし、法律や制度ができたからといって、差別や障壁が全てなくなるわけではありません。

ですから、私たちには差別や障壁をなくすための法律や制度をつくる取り組みだけではなく、国民一人ひとりに理解を広めるという地道で継続的な取り組みが求められているのです。周りの人たちとのつながりを大切に、それを通してお互いに理解し合い、人と心の輪(和)を広げていく、そういう取り組みが求められているのです。かながわ集会もこれまでの運動の成果と課題をお互いに学び合い、今後の方向を話し合う重要な集会となります。

集会の開催地である神奈川は、港と夜景が美しい横浜、近未来都市に変貌を遂げつつある川崎、歴史と文化が息づく古都鎌倉、城下町の伝統を今に伝える小田原、文人にゆかりの深い湯河原、雄大な自然と温泉群、さまざまなアートが楽しめる箱根、丹沢・大山の豊かな山なみ、三浦半島から湘南海岸そして真鶴半島にいたる美しい海岸線…と多彩な顔を持ち、見どころ満載です。

さあ、多彩な顔を持つ神奈川で、「つながろう ひろげよう 人と心の和」をテーマに、差別や障壁のない社会の実現に向けて熱く語り合いましょう！

主 催 : 一般財団法人全日本ろうあ連盟/一般社団法人全国手話通訳問題研究会

主 管 : 神奈川県聴覚障害者連盟/神奈川手話通訳問題研究会

後援(予定): 内閣府/厚生労働省/文部科学省/神奈川県/横浜市/川崎市/神奈川県教育委員会/横浜市教育委員会/川崎市教育委員会/社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会/社会福祉法人横浜市社会福祉協議会/社会福祉法人川崎市社会福祉協議会/神奈川県中途失聴・難聴者協会/横浜市中途失聴・難聴者協会/川崎市中途失聴・難聴者協会/神奈川新聞社/NHK 横浜放送局/株式会社テレビ神奈川/社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会/社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団

協力(予定): 横浜国立大学 教育人間科学部 中川辰雄研究室/国立障害者リハビリテーションセンター 学院手話通訳学科/神奈川県手話サークル連絡協議会

<事務局> 〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢933-2

神奈川県聴覚障害者連盟気付 第49回全国手話通訳問題研究集会～ サマーフォーラムinかながわ ～実行委員会
FAX 020-4664-4345 TEL 0466-26-5467

E-Mail: info2016summer@jintsuken.com/ブログURL <http://2016summer.sblo.jp/>

【日程】

	9:00	11:00	13:00	14:00	15:20	16:50	17:30	18:00
19日 (金)	合同定例会	分科会および 講座司会者打合せ	受付	開会式 特別講演	記念講演	移動	受付	交流会
	9:00 9:30	11:30 12:30	14:30 14:45	16:45				
20日 (土)	受付	講座Ⅰ 分科会	昼食	講座Ⅱ 分科会	休憩	講座Ⅲ 分科会	休憩	諸会議
	8:30 9:00	11:00 11:30	13:00					
21日 (日)	受付	講座Ⅳ 分科会	移動	閉会 集會				

【開会式】 日 時：2016年8月19日（金）14：00～15：20
会 場：神奈川県民ホール 大ホール

【特別講演】 日 時：2016年8月19日（金）14：55～15：15
会 場：横浜市 神奈川県民ホール 大ホール
「障害者総合支援法について（仮）」（厚生労働省）

【記念講演】 日 時：2016年8月19日（金）15：20～16：50
会 場：神奈川県民ホール 大ホール

テーマ：「いのちの絆を宇宙にもとめて」

講 師：的川 泰宣（まとかわ やすのり）氏
はまぎん こども宇宙科学館 館長

～ 講師プロフィール ～



宇宙航空研究開発機構（JAXA）名誉教授、日本宇宙少年団（YAC）顧問、国際宇宙教育会議日本代表、日本学術会議連携会員。

東京大学大学院博士課程修了。東京大学宇宙航空研究所、宇宙科学研究所教授・鹿児島宇宙空間観測所長・対外協力室長、JAXA執行役を経て現職。工学博士。

ミューロケットの改良、数々の科学衛星の誕生に活躍し、1980年代には、ハレー彗星探査計画に中心的なメンバーとして尽力。

2005年には、JAXA宇宙教育センターを先導して設立、初代センター長となる。

日本の宇宙活動の「語り部」であり、「宇宙教育の父」とも呼ばれる。

著書『人類の星の時間を見つめて』（日刊工業新聞社）ほか多数。

映画「はやぶさ／HAYABUSA」（20世紀フォックス）の的場泰弘（キャスト：西田敏行）のモデル。

- 【交流会】 日 時：2016年8月19日（金） 18：00 ～ 20：00
 会 場：ワークピア横浜
 参加費：7,000円
- 【こども企画】 日 時：2016年8月19日（金） 交流会終了まで
 （宿泊なし） 20日（土） 諸会議終了まで
 21日（日） 閉会集会終了まで
 場 所：神奈川県民ホール・横浜国立大学
 参加費：7,000円
- 【講座/分科会】 日 時：2016年8月20日（土） 9：30 ～16：45
 21日（日） 9：00 ～11：00
 場 所：横浜国立大学
- 【閉会集会】 日 時：2016年8月21日（日） 11：30 ～ 13：00
 会 場：横浜国立大学

【講座内容】

A講座〈見所いっぱい港横浜&伝統の技〉

西洋文化の玄関口として栄えてきた港町横浜。その“ハイカラ”な面影は、今なお街の雰囲気の色濃く残っています。全国的に見ても規模の大きな障害者スポーツ文化センター横浜ラポールや新旧交えた街の見どころも豊富。神奈川を代表する伝統工芸「鎌倉彫」のお話もあります。

- | | |
|-----|--|
| I | 新横浜駅 ⇒ 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール・聴覚障害者情報提供施設 ⇒ 船で横浜港めぐり（約60分）⇒ 中華街で昼食・散策 ⇒ 三溪園 ⇒ 新横浜駅 |
| II | 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール見学に始まり、海上から見る横浜の景色、日本最大の中華街、歴史的な建物が残る日本庭園など。車窓からの見学も含め、横浜のもつさまざまな魅力をご紹介します。（集合場所等の詳細は講座参加者に個別にご連絡します） |
| III | |

- | | |
|----|---|
| IV | <p>『鎌倉彫の世界』
 櫻井 魁山（康則）氏（鎌倉彫塗師・神奈川県聴覚障害者連盟会員）</p> <p>「鎌倉彫」は、銀杏やカツラの木を使った木地に文様を彫り、漆で仕上げる、神奈川県を代表する伝統工芸です。</p> <p>鎌倉時代から脈々と受け継がれてきたこの鎌倉彫の塗師として、これまで数々の作品を手がけた立場から、これまでの経験、鎌倉彫の歴史、作品の紹介など、ろう者の目から見た伝統工芸の世界をお話しいたします。</p> |
|----|---|

B講座<入門講座 ろうあ運動の歴史を知る・全通研が拓く未来へ・手話言語条例・地元で活躍する方々>

手話の魅力に触れ、ろうあ運動や手話通訳活動の意義や歴史について、一緒に考え、学びましょう。

『ろうあ運動のあゆみと「手話言語法」 ～連盟創立70周年に向けて～』

小 椋 武 夫 氏（一般財団法人全日本ろうあ連盟理事）

I

全日本ろうあ連盟を中心に取り組みを進めている「手話言語法」制定推進運動は、全地方議会で「手話言語法」制定を求める意見書が採択され、「手話言語条例」を制定した自治体が47となる等広がりを見せています。

全日本ろうあ連盟は全国の仲間とともに、言語としての「手話」を守り、普及・発展させていくためにどのような運動を進めてきたのでしょうか。そして手話言語法制定実現へ向けて運動をどう展開していくか、連盟創立70周年記念事業と併せた展望を描くとともに、法が制定されたら社会はどのように変わっていくか、共に考え、学習しましょう。

『共に未来を』

近 藤 幸 一 氏（一般社団法人全国手話通訳問題研究会副会長）

II

全通研と共に未来をつくりましょう！！

聴覚に障害のある人々や手話通訳者・手話学習者の人間らしい暮らし実現をめざし全ての人の豊かなコミュニケーション、参加と平等をめざす。

その運動や取り組みにとって、今こそ「全通研の出番」だと思います。

『神奈川県手話言語条例成立経過と手話推進計画策定について』

パネリスト 小 川 喜 道 氏

（神奈川県手話言語普及推進協議会副会長・神奈川工科大学教授）

河 原 雅 浩 氏

（同推進協議会委員・神奈川県聴覚障害者連盟理事長）

III

進行役 村 石 彰 氏

（神奈川手話通訳問題研究会幹事）

都道府県では、鳥取県に次いで2番目に成立した神奈川県手話言語条例ですが、条例提案されるまでの当事者を含む運動経過と成立後、県が策定する「手話推進計画」に意見を述べる「県手話言語普及推進協議会」の委員として取り組んできた経過を確認し、今後の手話言語法制定をめざす運動の参考にします。

『地域の手話を学ぼう』

県内の聾学校卒業生<進行役：黒 崎 信 幸 氏>

IV

神奈川県は全国からいろいろな人が集まっており、使われている手話表現もさまざまです。さらに、県内に5つのろう学校があり、卒業校によって表現が違うことがあります。また、神奈川県独自の手話もあります。

この講座では、各地域のろう者にバラエティに富んだ手話表現を披露していただき、手話の魅力を再発見したいと思います。

C講座<コミュニケーション・言語・伝え合う>

医療や司法の通訳現場からコミュニケーションの問題について考えたり、在日外国人等の言語的・文化的少数者に視点を当て、ことばや言語的権利、多文化共生等について学びます。

Ⅰ 『「言語権」とは ～外国籍県民支援から見えるもの～』 古石 篤子 氏（慶應義塾大学名誉教授）

言語教育、言語政策、多文化共生、さらにろう児の言語教育にも造詣の深い古石先生。今回の講座では、先生のフィールドであるフランスを中心とした諸外国の言語政策や言語教育政策、また長期に渡り、神奈川県が設置する、県の国際政策・多文化共生社会の推進等を目的とした審議会（「かながわ国際政策推進懇話会」）の委員を務められた経験もふまえ、日本で暮らす外国人やろう者などの言語的少数者の言語権に焦点を当ててお話しいたします。

「手話」が法律に位置づけられ、手話言語条例、手話言語法制定への取り組みを進めている今だからこそ、「言語権」「言語的人権」とは何か、改めて考えてみましょう。

Ⅱ 『医療に関わるコミュニケーション ～病院の中と外から～』

富山 純恵 氏 伊藤 勝子 氏（看護師・神奈川手話通訳問題研究会会員）

医療現場はもっとも手話通訳が必要とされる場の1つであり、通訳者の設置が強く望まれてきました。

しかし現在、受診時の手話通訳は、患者である聴覚障害者自身が公的派遣を申請して手話通訳を同行するのが一般的であり、聴覚障害者が安心して病院に出向くことができる環境には程遠いのが現状です。

医療機関側は聴覚障害者への情報保障をどう考えているのか。聴覚障害者自身は、病院での受診にどのような壁を感じているのか。看護師資格を持ち医療現場で活躍している神奈川手話通訳問題研究会会員2名に、これまでの取り組みの紹介、それぞれの立場から見た現状と課題をお話しいたします。

Ⅲ 『日本人と外国人がともに力を発揮できる多文化共生の横浜をめざして』

公益財団法人 横浜市国際交流協会

横浜市の外国人人口は8万人を超え、およそ150ヶ国・地域の人々が暮らしています。

横浜市国際交流協会（YOKE=ヨーク）は、外国人が暮らしやすく社会参画しやすいまちづくりに向け、多言語での相談窓口運営や生活情報発信、通訳派遣等の事業を、市民ボランティアとともに進めています。今回は、ヨークの活動紹介はもちろん、横浜市が実施した「外国人意識調査」から見えてくる課題や今後の取り組み等についてもお話しいただく他、横浜で暮らす外国人当事者の方からも、直接経験談等をお聞きする予定です。

ヨークのミッション「異なる文化や価値観をともに認め、尊重し合える豊かな社会づくり」は、私たちがめざすものと共通です。当日は、「社会の中でいかにして多様な文化が共生できるのか」についてフロアの皆さんといっしょに考えてみたいと思います。

Ⅳ 『司法通訳の現場から ～神奈川県警察通訳センターの仕事～』

富田 信夫 氏（神奈川県警察本部 教養課通訳センター 主幹）

神奈川県警察通訳センターでは、外国人が関わる案件に対し24時間対応で外国語通訳者の手配を行っており、平成20年からは、聴覚障害者が関わる案件で、県内の聴覚障害者情報提供施設と連携しながら、手話通訳者の手配にも対応しています。講師の富田氏は、通訳センターでのコーディネートを担う他、ご自身も司法通訳の現場で日々激務をこなす、日英通訳者でもあります。

今回の講座では、普段なかなか知ることのできない県警通訳センターの業務をご紹介いただきながら、司法通訳の最前線の現場を通して「通訳の仕事」について考えてみたいと思います。

D講座<人権・福祉・共生>

障害者問題、終末期医療、子どもの教育支援等を学び、多方面から『共に生きる社会』のあり方について考えます。

Ⅰ 『カウンセリングから見えてくる障害者の今』

鈴木 治郎 氏 (NPO神奈川県障害者自立支援センター理事長)

ここ数年来、障害者権利条約批准から障害者差別解消法施行と、法制度の整備は進んでいますが、当事者の感じる障壁は、まだまだたくさん残っているのではないのでしょうか。

ご自身が理事長を務められている、神奈川県障害者自立生活支援センター (KILC) での活動を通して見えてくる障害者の置かれている現状を、“格差” “差別” といったキーワードでお話しいただき、真の“共生の社会” 実現のためには何が必要かを考えましょう。

Ⅱ 『看取りのコミュニケーション ～「生きる支えを強める」とは～』

小澤 竹俊 氏 (めぐみ在宅クリニック院長)

小澤医師が21年間で看取った患者は約2,800人。その経験を「看取りのコミュニケーション」として体系化し、全国の医療・介護職らに伝えようと、昨年4月、「エンドオブライフ・ケア協会」を立ち上げ、5年間で1万人の「看取りの人材」の養成を目指されています。終末期の緩和ケアはこれまで、「気持ちに寄り添う」等、抽象的な言葉でしか教えられてきませんでした。「看取りのコミュニケーション」では、患者に問いかけ、気づかせながら、その人の「生きる支えを強める」ことが重要、としています。

「看取りのコミュニケーション」の視点は、終末期にある人と向き合う時のみでなく、あらゆる場面で求められるものです。常に「いのち」と向き合ってきた小澤医師の膨大な取り組みから、多くの気づきが得られるはずです。

Ⅲ 『子ども総わくわく社会を作る ～貧困家庭向けの学習支援の現場から～』

朝山 あつこ 氏 (認定NPO法人キーパーソン21 代表理事)

キーパーソン21では川崎市と連携して、生活保護受給世帯の子どもたち、貧困家庭の子どもたち、見えない困難を抱える子どもたちなどが安心して教育を受けられるよう、学習支援や居場所づくりのための学習会を行っています。

「すべての子どもが自分を活かして、いきいきと仕事をして生きていく」という理念のもと、子どもたちの自立心、自己肯定感と生きる活力を育むための活動についてお伺いします。

Ⅳ 『手話通訳者の健康を守るための取り組み』

田門 浩 氏 (弁護士)

手話通訳者の活動を考える際に、通訳者の健康を守るための視点は欠かすことはできません。ろうの弁護士として埼玉県の労災裁判に関わるなど、通訳者の働く環境と健康問題に深く携わってきた田門氏から、通訳者の健康被害と制度との関係、通訳者の労働者性、誰もが元気に活動を続けていくための運動面での課題等についてお話しいただきます。

【分科会の内容】

～ 討論のための情勢豆知識 ～

2011年7月29日に参議院本会議で可決・成立し、8月5日に公布された障害者基本法は、「言語（手話を含む）」と規定しました。障害者総合支援法では、国及び地方公共団体に対し、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるように必要な施策を講じることを規定しています。

意思疎通支援事業は実施主体を市町村としながら、都道府県には広域や専門性の高い内容に対する手話通訳者の派遣を実施するよう定めています。また、厚生労働省は「意思疎通支援事業実施要項」及び「実施要項の解釈等について」を参考に事業実施を検討するよう通知を出しました。

2014年2月に障害者権利条約が発行されました。2016年4月に障害者差別解消法と、改正障害者雇用促進法が施行しました。法的整備は進んでいるかのように思えますが、現状ではすべての市町村が意思疎通支援事業を実施しているわけではありません。

手話通訳者設置事業の実施率は、2015年3月末時点で38.4%です。しかも、雇用身分は約8割が非正規職員であり、不安定な労働実態は改善されていません。

一方、登録された手話通訳者を派遣する事業の実施率は93.3%を超えていますが、登録基準や派遣対象、報酬額、事業運営の方法など、市町村により実施内容に格差があります。

障害者基本法の附帯決議には、施行後3年を目途に、情報コミュニケーションに関する制度について検討を加え、法制の整備その他の必要な措置を講ずることとされています。

また、障害者総合支援法には、法の施行後3年を目途として、聴覚障害者等「意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方」を見直すことが規定されており、これにより2015年に障害者総合支援法の見直しが行われました。

障害者差別解消法・改正された障害者雇用促進法の施行との関連も考慮しながら、聴覚障害者の暮らし全般にわたる情報・コミュニケーション保障の仕組みづくりが重要な課題となっています。

このような情勢の中で聴覚障害のある人の暮らしや権利、さらにはともに歩む私たちの暮らしや権利についてどのように考え、取り組んでいけば良いのか。全国各地域の実践報告や情報を共有し、活動の糧にしていきたいと思います。

（※出典／厚生労働省：障害福祉関係主管課長会議資料（2016年3月8日実施））

I 手話通訳者の働き方を考えます 第1・2分科会 手話通訳者の仕事

<第1分科会>雇用されている手話通訳者

地域で手話通訳に関わる者の身分は、大きく分けると行政等の公的な機関に雇用されている者、民間の事業所等に雇用されている者、行政または民間事業所のいずれかに登録されている者の3つに分けることができます。さらに雇用されている手話通訳者についても正規職員、非正規職員という雇用体系に分かれるほか、また雇用先の業務内容や使用者の考え方により、手話通訳業務を専任している者もいる一方、他業務と兼任している者など、さまざまな形態で業務を担っています。

ろう者が安心して地域で暮らせる社会を実現していくために、現状の手話通訳制度や手話通訳者の立場で行えることは限界があり、基盤である公的な手話通訳制度の見直しが大きな課題となっています。

このように多様な働き方となっている雇用された手話通訳者について、それぞれの身分や業務上の課題を出し合う中で、個別課題となっているもの、共通的な課題、好事例などを確認しながら、「めざす手話通訳制度」に向けての議論を深めましょう。

<討議の柱>

- ・手話通訳に関わるさまざまな人々の多様な実践を持ち寄ろう
- ・手話通訳に関わる社会的要請に responding していくための実践を考えよう
- ・手話通訳に関わる人々が手をつないでいくための実践を考えよう

※参加者例：聴覚障害者関連団体、施設に雇用されている方、行政機関等で手話通訳に関わる職業で雇用されている方、教育・医療機関に手話通訳業務で雇用されている方、手話通訳者を雇用している方など、その他この分野に興味や関心のある方。

＜第2分科会＞登録手話通訳者

登録手話通訳者は、手話通訳派遣を担う機関や団体に登録して日々手話通訳を実践しています。しかし、身分、処遇、登録の条件は地域によってさまざまで、資格についても、手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、何もない人まで千差万別です。このような状況から、手話通訳者自身の考え方や通訳に臨む姿勢、日頃の学習態度にも大きな開きがあり、聴覚障害者や手話通訳を必要とする人々にとっても手話通訳に対する社会的要請の「混乱」や「わかりにくさ」を生んでいる一因となっており、地域によっては手話通訳の活用が進まない状況をつくっているように思います。

これらの根本原因は、手話通訳制度の基盤が整っていないことにあります。手話通訳の現場に立ち、日々の実践の中から多くの成果を生み出し、あるいは課題に直面してその解決に心砕いている私たちこそが、手話通訳制度のあるべき姿を考え議論し提起していかなければなりません。

＜討議の柱＞

- ・手話通訳に関わるさまざまな人々の多様な実践を持ち寄ろう
- ・手話通訳に関わる社会的要請に responding していくための実践を考えよう

※参加者例：行政及び団体等の手話通訳派遣事業所に手話通訳者として登録されている方、教育・医療機関等に手話通訳者として登録されている方など、その他この分野に興味や関心のある方。

Ⅱ 暮らしとネットワークづくりを考えます 第3・4分科会 聴覚障害のある人々の暮らし

＜第3分科会＞地域で暮らす

冒頭に掲げた社会情勢のもとで、一人ひとりの聴覚障害者の暮らしの問題はどのように変わっているのでしょうか。地域における聴覚障害者の課題を出し合い、それらの課題に地域でともに暮らす手話通訳者や手話サークル会員、手話学習者はどのように関わっていけばよいのかを考えましょう。

＜討議の柱＞

- ・聴覚障害者の暮らしの中での課題（高齢、子育て、就労など）について考えよう
- ・聴覚障害者が地域で生き生きと暮らすための取り組みについて考えよう

※参加者例：手話学習者、サークル会員、ろうあ者相談員、聴覚障害者に関わる専門機関、医療関係者、行政関係者など、その他この分野に興味や関心のある方。

＜第4分科会＞ネットワークづくり

聴覚障害者の暮らしに目を向けると、高齢ろう者が安心して暮らせる施設やコミュニケーション環境、ろう重複障害者の居場所づくりなど多くの課題が残されています。さらに、災害時の情報保障やコミュニケーション支援は喫緊の課題となっています。

このような課題に対して手話通訳者や手話サークルに求められる役割、地域の人々との連帯、新たな社会資源の開発など私たちの活動と運動をとおして未来に繋がるネットワークづくりについてみんなで考えましょう。

＜討議の柱＞

- ・手話通訳者や手話サークル、手話学習者に新たに求められる目的と役割について考えよう
- ・地域で支えるネットワークの構築について考えよう
- ・各地域で取り組んでいる「暮らし」を支える取り組みや運動について考えよう

※参加者例：サークル会員、行政職員および関係者、聴覚障害者関連施設、聴覚障害者に関わる専門機関及び事業所、地域の専門班、医療関係者など、その他この分野に興味や関心のある方。

Ⅲ 仲間づくりを考えます 第5・6分科会 仲間づくりと育ち合い

<第5分科会>学習会や仲間づくり

私たちは、聴覚障害者や手話通訳者に関わるさまざまな課題の解決に向け全日ろう連、全通研の仲間とともに運動を展開してきました。

これからの運動を高めていくためには、社会の課題に気づき整理するための学習が必要であり、ともに運動する仲間づくりが大切です。

地域での学習活動、仲間づくりの経験を交流し、これからの運動を高めていきましょう。

<討議の柱>

- ・ 仲間づくりの目的と課題について考えよう
- ・ 仲間を増やすための取り組み（青年部とN-Actionの連携強化を含む）について考えよう
- ・ 学習会の目的とその役割について考えよう
- ・ 学習会の企画運営における課題と改善策について考えよう

※参加者例：サークル会員、次世代メンバー、支部等の組織担当および学習・研修企画担当者など、その他この分野に興味や関心のある方。

<第6分科会>学習会や手話通訳者等の養成

聴覚障害者の暮らしを支える人材を育成することを目指して、私たちは「手話奉仕員養成」「手話通訳者養成」を制度化するとともに、仲間づくりを進めてきました。「手話」という言語を使い、「手話」を獲得することで聴覚障害者の暮らしやろう運動に寄与できる手話奉仕員や手話通訳者の拡大を、さらに図って行くことが大切です。

また、聴覚障害者の社会参加が広がっている状況で、さまざまな分野での手話通訳活動も同じように広がっています。こうした広がりに対応できる人材の育成も必要になってきます。手話奉仕員養成、手話通訳者養成などの課題を全国の仲間と討論し、よりよい養成のあり方を考えましょう。

<討議の柱>

- ・ 手話通訳者等の養成にかかわる課題について考えよう
(ろう運動の視点を持った通訳者養成)

※参加者例：手話奉仕員養成、手話通訳者養成等の手話学習に関わる方など、その他この分野に興味や関心のある方。

Ⅳ 運動づくりを考えます 第7・8分科会 政策・制度の運動課題

<第7分科会>手話通訳制度の現状や課題

コミュニケーションは生きる権利です。聴覚障害者の基本的人権が保障され、手話通訳者が安心して働ける環境を実現するため、現在の福祉制度の改革に向けた研究・提言・運動が強く求められています。上記のような状況を踏まえ、以下の課題について考えましょう。

<討議の柱>

- ・ 障害者総合支援法に伴う手話関連事業の問題点と課題について考えよう
- ・ 手話通訳者設置事業と手話通訳者派遣事業の問題点と課題について考えよう
- ・ 市町村事業と都道府県事業の実施状況の問題点と課題について考えよう

※参加者例：設置されている手話通訳者、手話通訳派遣業務担当者、聴覚障害者情報提供施設職員および関係者、行政職員など、その他この分野に興味や関心のある方。

＜第8分科会＞全国各地でのさまざまな取り組み

日々の暮らしの中で、手話コミュニケーションが保障されている範囲や手話通訳者の働き方の内容はほとんど変わっていないのではないのでしょうか。

今私たちに必要なのは、冒頭の施策面での前進を聴覚障害者の暮らしや手話通訳者の働き方の具体的な改善に結びつける取り組みと考えます。

第8分科会では、このような現状認識を踏まえ、聴覚障害者の暮らしや手話通訳者の働き方の改善について、単に善意の蓄積や個人的努力の成果ではなく、公的事業として継続するための取り組みやそのしくみ作りの試みについて、全国各地のさまざまな事例とともに考えましょう。

＜討議の柱＞

- ・手話通訳者等の養成、認定、設置、派遣などに対する取り組みについて考えよう
- ・各地の制度改革や政策提言の運動づくりの取り組みについて考えよう
- ・手話言語条例や全通研の目指す手話通訳制度のあり方の取り組みについて考えよう

※参加者例：設置されている手話通訳者、聴覚障害者情報提供施設職員および関係者、行政職員、全日ろう連加盟団体および全通研支部等役員など、その他この分野に興味や関心のある方。

集会参加申し込みのご案内

■お申し込み方法について

1. 参加資格

- 一般参加者…講座のみ
- 主催団体の会員…講座または分科会（参加は講座と分科会のどちらかになります）

2. 集会参加費

- 主催団体の会員… 6,000円
 - 主催団体に加入していない一般参加者… 9,000円
（A講座申込みの場合、別途9,000円が必要です）
- ※お申し込みをキャンセルされた場合、集会参加費の返金はできません。

3. 交流会、昼食申し込み費用

- 交流会 … 7,000円
- 昼食弁当 … 1,000円
- 保育 … 500円
- こども企画… 7,000円

※交流会・昼食弁当・保育・こども企画の費用につきましては、7月21日（木）までに実行委員会へキャンセルのご連絡をいただいた場合は、全額返金いたします。7月22日（金）以降にご連絡いただいた場合は、返金いたしかねますので、ご了承ください。

4. 参加申し込み方法

- (1) 参加申込書（個人用A）・参加申込書（個人用B）に記入し、諸費用を添え、6月17日（金）までに各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部にお申し込みください。個人による実行委員会への直接の申し込みは固くお断りいたします。
 - (2) 住所や氏名、連絡先は、はっきりと分かりやすくお書きください。なお、各講座、各分科会とも、お申し込み多数の場合は、第2希望に変更させていただくことがあります。
5. 各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部責任者の方へ参加申込書をお取りまとめの上、総括申込書（後日送付いたします）に記入し、6月24日（金）までに、実行委員会へご送付ください。
- なお、「参加申込書（団体集計用）」は貴団体でコピーし、お控えとしてお持ちください。
- ※集会参加費等の振込先等は後日連絡させていただきます。**

■A講座について

1. 参加費

集会参加費とは別に、9,000円の費用が必要です。
※ただし、20日（土）の昼食代が含まれますので、別途申し込みは不要です。

2. 定員

A講座の定員は80名です。定員を超えた場合は抽選となります。抽選の際は同行希望や支部単位等は一切考慮せず、完全な抽選とします。

3. 申込方法

- (1) 参加申込書の該当欄に記入し、各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部にお申込みください。費用は当選決定後に振込みとなります。
- (2) 抽選の結果、A講座当選者には、個人あてに別途、ご案内書面と振り込み用紙を送ります。ご案内書面で指定した期日までに費用をお振り込みください。期日までにお振り込みのない場合は辞退されたものとみなし第2希望の講座等に振替えます。
- (3) 落選となった方にも、個人あてにご連絡申し上げます。
7月8日を過ぎても、当選・落選どちらの連絡も届かない場合は、実行委員会までご連絡ください。
- (4) 入金後のキャンセルは一切受け付けません。

■駐車場について

駐車場は利用できません。自家用車でのご来場はご遠慮ください。
公共交通機関をご利用ください。
なお、車椅子利用等で配慮の必要な方は、事前に実行委員会にお申し出ください。

■こども企画について

1. 参加資格

保護者が集会に参加している小中学生が対象です。（定員15名）

人数分のこども企画参加費を添えてお申し込みください。

期間中は、講座/分科会/諸会議終了後にお迎えをお願いいたします。

期間中の集合解散場所は別途お知らせいたします。宿泊はいたしません。

2. 参加費

1人あたり…7,000円（傷害保険料等含む） ※集会参加費は不要です

3. 申込方法

参加申込書の該当欄に記入し、参加費等と合わせて各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部にお申し込みください。

4. 集合日時、場所

8月19日（金）13：00 神奈川県民ホール総合受付（予定）

5. 交流会

こども企画に申し込まれた保護者が交流会に参加される場合、お子様のお食事を別途用意させていただきます。

こども企画申込者が10名に満たず、中止となった場合でもお申込みいただいた保護者が交流会に参加される場合はお子様の食事を別途用意させていただきます。

※お子様のお食事代が別途必要となります。お支払い方法については別途お知らせいたします。

6. その他

定員（15名）に達した場合は、締め切らせていただきます。10名に満たない場合は中止させていただきます。

特別な配慮が必要なお子様については、事前に実行委員会にご連絡をお願いいたします。実行委員会にて検討後、詳細を申込者に連絡します。

7. キャンセルについて

7月22日（金）以降にご連絡いただいた場合は、返金いたしかねますので、ご了承ください。

■保育について

1. 対象年齢

対象年齢は3歳から就学前（集会当日現在）までのお子様です。

2. 保育料

1人1日あたり… 500円（傷害保険料等含む）

3. 保育時間

開会式、（記念講演）、講座、分科会、閉会集会の時間帯だけです。

8月19日（金）は13:00～16:50

20日（土）は9:00～16:45 ※昼食時にはお子様をお引き取りください。

21日（日）は8:30～13:00

4. 申込方法

参加申込書の該当欄に記入し、参加費等と合わせて各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部にお申し込みください。当日の申し込みはお受けできません。

5. その他

保育申込がなかった場合、保育コーナーは設けません。

お子様の飲み物は各自ご持参ください。

6. キャンセルについて

7月22日（金）以降にご連絡いただいた場合は、返金いたしかねますので、ご了承ください。

■情報保障について

1. 情報保障

講座には情報保障として手話通訳、要約筆記を配置します。

分科会には情報保障として手話通訳を配置します。（その他の情報保障についてはご相談ください）

2. 申込方法

参加申込書に、必要な情報保障の手段（手話通訳、要約筆記、盲ろう通訳・介助）を記入してください。

■書籍販売について（申し込み方法等未定）

1. 申込方法

各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部が出版・制作・著作・編集及び監修した出版物及びビデオ等の販売を希望する場合、申込書（書式は自由「1：書籍名、2：発行者名、3：責任者の住所・氏名・連絡先を必ずご記入のこと」）を添えて、6月17日（金）までに集会実行委員会宛にお送りください。

会員等の自主出版物の販売を希望する場合は、所属している都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部にご相談ください。

※申し込み数により、会場の販売スペース等の調整をしますので、ご了解ください。

2. 販売方法

書籍販売は、8月20日（土）、21日（日）の2日間のみ、横浜国立大学内での実施となります。

集会当日の書籍等の販売・管理は、各申込者に責任を持っていただきます。実行委員会では販売要員は用意しません。なお、販売物は当日持ち込んでください。実行委員会ではお預かりしません。

■分科会レポートについて

1. 提出締切

6月17日（金）までに、各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部にご提出ください。

各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部は、集約したレポートを6月24日（金）までに、下記のメールアドレスに電子データでお送りください。印刷の都合上、締め切り厳守でお願いします。

2. 提出にあたっての注意事項

レポートは、個人名、事業所名だけでは提出できません。

必ず所属の各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体名または（一社）全国手話通訳問題研究会支部名を記入してください。

電子データで保存しますので、レポートはWord（ワード）等で作成し、できればPDFに変換してお送りいただくようお願いします。

レポート送付先 E-mail : NRASLI@zentsuken.net

一般社団法人全国手話通訳問題研究会「サマーフォーラムレポート」係
(〒602-0901 京都市上京区室町通今出川下ル 繊維会館内)

地域で、集団で、レポートづくりを

1) さまざまな実践の取り組みをレポートに

レポート作成にあたって、これまでの実践や活動などの取り組みの記録を振り返りながら、集団的に話し合うことが大切です。

サマーフォーラムを日々の学習や活動の節目と位置づけ、全国各地の仲間との学習、交流を通して、今後の取り組みの方向性を明らかにしていきましょう。

2) 集団的レポートづくりを

レポートをまとめる際、集団の目を通したレポートづくりに努力しましょう。一つひとつの事実がどのような意味を待っているのかなど、みんなで話し合いながら、自分たちの取り組みをまとめてみましょう。

3) 継続したレポートの発表も

分科会では討論の最後に、次の集会までに取り組む課題を確認し合います。確認された課題がどのように取り組まれたかは、大いに期待されています。

4) 話し合いたいことをわかりやすくまとめて

レポート発表の時間は限られています。話し合いたいことが参加者に分かりやすく、的確にまとめてください。

レポート作成にあたって

1) 発表レポートは「大会誌」に掲載します

十分な分科会討論がされるためには、参加者が事前にレポートを読んできておくことが大切です。発表者の話も分かりやすく、スムーズに討論も進みます。そのため、分科会では、集会参加者全員に配布する「大会誌（レポート集）」を作成しています。

レポートは電子データで保存する関係で、Word（ワード）等で作成願います。作成したレポートは、6月17日（金）までに各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部に提出してください。締切日は厳守してください。当日のレポート持ち込みはできません。

2) レポート作成は所定の書式で

レポートは、下記書式で作成してください。枚数は原則として片面2枚以内とします。届いたものをそのまま印刷しますので、できるだけPDFに変換して提出してください。

- ・サイズ…用紙/A4縦、文字/横書き
- ・四辺の余白…上下各25mm、左右各20mm
- ・1枚あたりの字数…35字×40行=1,400字（1段組）
- ・本文の文字種は「明朝体」、文字サイズは「11ポイント」
- ・タイトル、レポート作成者とその所属（（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部）の記載は、5行分使用するものとする。
- ・レポートには、作成者が所属する（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部を、明記する。
- ・事業所や個人の取り組みをレポートとして提出する場合も、作成者が所属する（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部を明記する。
- ・レポートは、必ず各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部を通して提出する。
- ・各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部は、『レポート提出票』を添えて提出する。

※レポート提出票（発表分科会名/レポートタイトル/所属団体及び発表者名/必要機材/特記事項（発表の順番等の希望）を記入したもの

3) レポートに対する「補足資料」の当日配布について

- ・提出レポートに対する「補足資料」の当日配布を認めています。
- ・「補足資料」を配布するときは、分科会司会者に3部と本部控え2部（（一財）全日本ろうあ連盟と（一社）全国手話通訳問題研究会用）の計5部を提出して、司会者の許可を得て配布してください。
- ・「補足資料」は、当該分科会の参加者数分を準備して持参してください（分科会ごとの参加者数については、大会誌と併せてお送りします）。
- ・なお、「補足資料」も電子データで保存しますので、電子データをレポート係にメールで送ってください。パワーポイントで作成したものも含まれます。
- ・**集会当日の印刷等は、会場ではできません。**

4) 視聴覚機材の利用申し込みについて

ビデオ、プロジェクター等の機器利用希望は、レポート提出時に『レポート提出票』にその旨を明記し、申し込んでください（準備できない場合もありますので、ご了承ください。また、パソコンについては、各自持参してください）。

■報告書

講座の資料（講師の許しを得たもの）およびレポートの討論をまとめた報告書となります。

報告書をご希望の方は、当日、講座または分科会会場でお申し込みください。

報告書の発行は集会終了後3～4ヶ月かかります。 （1部1,000円 送料含む）

<実行委員会連絡先>

〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢933-2

神奈川県聴覚障害者連盟気付 「第49回全国手話通訳問題研究集会

～ サマーフォーラムinかながわ ～ 実行委員会

FAX : 020-4664-4345 TEL : 0466-26-5467

E-Mail : info2016summer@jintsuken.com

【開会式・記念講演会場】

神奈川県民ホール

■アクセス方法

みなとみらい線 日本大通り駅 3番出口より 徒歩約 6分
JR根岸線・市営地下鉄 関内駅より 徒歩約 15分



【交流会会場】

ワークピア横浜

■アクセス方法

神奈川県民ホールより 徒歩約 3分
みなとみらい線 日本大通り駅 3番出口より 徒歩約 5分
JR根岸線・市営地下鉄 関内駅より 徒歩約 15分



【集会会場】

横浜国立大学

■アクセス方法

【横浜駅から横浜大学までのご案内】

- (1) 横浜市営地下鉄利用／
横浜駅⇒(約4分)三ツ沢上町駅⇒(徒歩約16分)正門
- (2) 相鉄線(各停)利用
横浜駅⇒(約8分)和田駅⇒(徒歩20分)南門

【飛行機をご利用の場合(※横浜駅までのご案内)】

○羽田空港

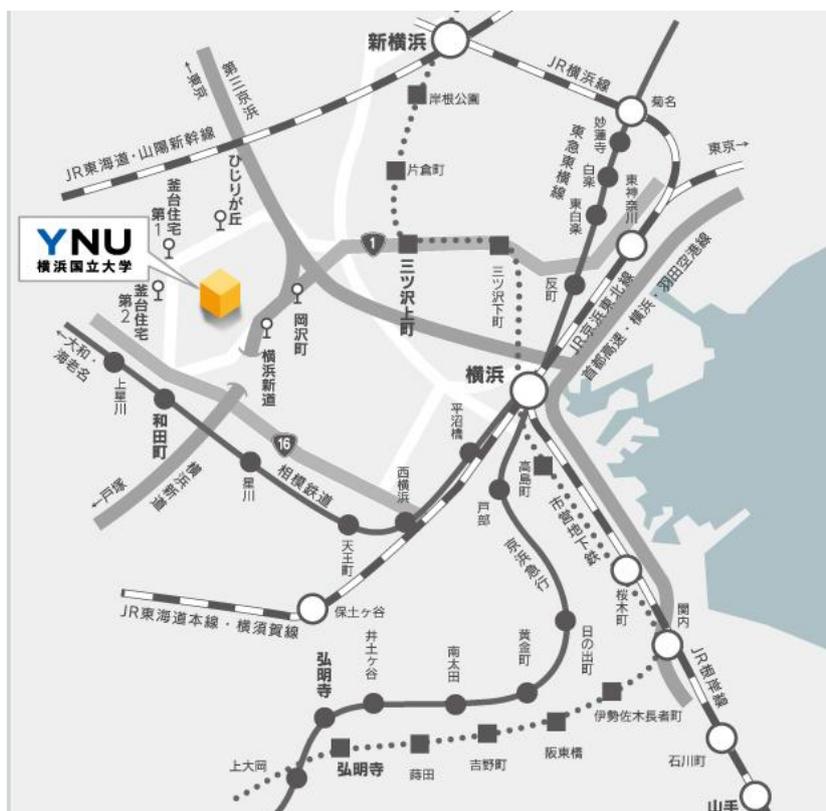
- (1) 京急空港線エアポート利用
羽田空港国内線ターミナル⇒(約30分)横浜駅
- (2) 東京モノレール・JR利用
羽田空港国内線ターミナル⇒(約6分)浜松駅(JR東海道線または横須賀線に乗換)⇒(約30分)横浜駅
- (3) リムジンバス利用
羽田空港バスのりば⇒(約30分)横浜シティエアターミナル(YCAT)

○成田空港

- (1) 成田エクスプレスを利用
JR成田空港駅(座席指定)品川駅経由⇒(約1時間30分)横浜駅
- (2) 京成特急スカイライナーを利用
成田空港駅⇒(約1時間27分)日暮里駅(JR山手線外回り(東京駅経由)に乗換)⇒(約40分)横浜駅
- (3) リムジンバスを利用
成田空港バスのりば⇒(約1時間25分)横浜シティエアターミナル

【新幹線をご利用の場合(※新横浜駅からのご案内)】

横浜市営地下鉄利用／新横浜駅⇒(約7分)三ツ沢上町駅 下車 徒歩約16分



第49回全国手話通訳問題研究集会 ～ サマーフォーラムinかながわ ～ 参加申込書（個人用A）

- 該当する欄に必要事項をご記入、または該当する項目を○で囲んでください。
- 各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部のご担当者様へ**6月17日（金）**までにお申し込みください。

ふりがな				性別	年齢	区分	所属
氏名				男 女	歳	聴障 健聴	ろう協 支部 一般
確認書送付先 ※アパート名等もお書きください	〒（ — ）						
TEL/FAX	TEL（ ） —			FAX（ ） —			
確認事項	手話通訳	要約筆記	車椅子	盲ろう通訳・介助			
	希望する 希望しない	希望する 希望しない	使用する 使用しない	接近手話・触手話 その他（ ）			
特記事項							

- 参加希望講座または分科会の第1希望及び第2希望に○印をご記入ください。なお、申込者数が会場定員数を超えた場合は、第2希望になることがありますので、ご了承ください。

講座 分科会	テーマ	ろう協・支部		一般	
		第1希望	第2希望	第1希望	第2希望
A講座	<見所いっぱい港横浜&伝統の技>				
B講座	<入門講座>				
C講座	<コミュニケーション・言語・伝え合う>				
D講座	<人権・福祉・共生>				
第1分科会	雇用されている手話通訳者			/	/
第2分科会	登録している手話通訳者			/	/
第3分科会	地域で暮らす			/	/
第4分科会	ネットワークづくり			/	/
第5分科会	学習会や仲間づくり			/	/
第6分科会	学習や手話通訳者等の養成			/	/
第7分科会	手話通訳制度の現状や課題			/	/
第8分科会	全国各地でのさまざまな取り組み			/	/

----- 切り取り線 -----

領収書(兼・本人控え)

年 月 日

様

右記の通り第49回全国手話通訳問題研究集会～ サマーフォーラムinかながわ ～の参加費とそれに関わる諸経費を領収いたしました。

希望講座または分科会	
第1希望	
第2希望	

諸 費 用	集会参加費	円
	交流会参加費	円
	昼食弁当代	円
	こども企画参加料	円
	保育費	円
	合 計	円

担当者名： _____ 印 _____

第49回全国手話通訳問題研究集会～ サマーフォーラムinかながわ ～
参加申込書（個人用B）

ふりがな		性別	年齢	区分	都道府県
氏名		男女	歳	聴障 健聴	

●該当する欄に○印及び必要事項をご記入の上、申込金額を算出してください。

参加申込内容									
項目	概要					費用	○印	申込金額	
集会参加	全日ろう連または全通研の会員					6,000円		円	
	上記以外（一般）					9,000円		円	
A講座	A講座希望者のみで集会参加費とは別に必要です。交通費、昼食、見学料等を含んでおり、下記の昼食弁当のお申込みは必要ありません。					9,000円		当選者決定後個別にご案内します	
交流会	8/19（金）ワークピア横浜					7,000円		円	
昼食弁当	8/20（土）お茶付					1,000円		円	
子ども企画	①	氏名	男・女	小・中 学年	聴・健	参加 回目	7,000円		円
	②	氏名	男・女	小・中 学年	聴・健	参加 回目	7,000円		円
保育	8/19	氏名	男・女	歳 ヶ月	聴・健		500円		円
	8/20	氏名	男・女	歳 ヶ月	聴・健		500円		円
	8/21	氏名	男・女	歳 ヶ月	聴・健		500円		円
合計金額								円	

●お申込みをキャンセルされた場合、集会参加費（A講座参加費も同様）はお返しできません。交流会・昼食弁当・子ども企画の費用につきましては、7月21日（木）までに実行委員会にご連絡いただいた場合は全額返金いたします。7月22日（金）以降にご連絡いただいた場合は、ご返金いたしかねますのでご了承ください。

各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟加盟団体、 または（一社）全国手話通訳問題研究会各支部の確認印	
--	--